

※以下は問合せが多い事項について、まちづくりセンターの考え方を簡潔にまとめたものです。検査者の判断については参考となる基準等をご確認ください。
 ※今後の事例や特定行政庁との協議等により、予告なく変更する場合がありますのでご了承ください。
 ※東京都以外の道府県については、考え方が異なるものもございます。各行政庁、受付機関にお問い合わせください。
 ※東京都都市整備局のホームページにも防火設備定期検査報告に関するQ&Aがあります。重複する内容は掲載していませんので、併せてご確認ください。

凡例
 建築基準法：法
 建築基準法施行令：令
 国土交通省告示：告示
 東京都建築基準法施行細則：都細則

1.検査制度について

番号	質問	回答	参考
1-1	案内が届かない場合、報告しなくても良いか。	所有者・管理者の住所が不明であったり、登録がされていない等で案内が届かない場合があります。報告の対象は用途や規模によって決まっておりますので、対象であれば案内がない場合でも報告が必要です。詳細は各特定行政庁にお問い合わせください。	令第16条 H28告示第240号 都細則第10条 都細則第12条
1-2	管理者とはどのような人のことを言うのか。	所有者から防火設備の維持管理上の権限を委任されている方です。改修等をする際に費用を含めた権限がある方となります。	
1-3	所有者と管理者が異なる場合、報告者はどちらになるのか。	管理者が報告者となります。	法第12条
1-4	報告しなかった場合に罰則はあるのか。罰則がある場合適用した事例はあるのか。	所有者(所有者と管理者が異なる場合は管理者)が報告をしない、または虚偽の報告をした場合は100万円以下の罰金となります。適用した事例については各特定行政庁にお問い合わせください。	法第101条
1-5	報告先の特定行政庁とはどこか。	<ul style="list-style-type: none"> ・23区内で延べ面積10,000㎡以下※⇒各区(報告先は〇〇区長) ・23区内で延べ面積10,000㎡超※及び島しょ⇒東京都(報告先は東京都知事) ※同じ敷地内に10,000㎡超の建築物がある場合は、10,000㎡以下の建築物も東京都となります。 以下は建築物の規模によらず <ul style="list-style-type: none"> ・八王子市、町田市、府中市、調布市、三鷹市、武蔵野市、日野市、立川市、国分寺市、西東京市⇒各市(報告先は〇〇市長) ・その他の多摩地区⇒多摩建築指導事務所(報告先は多摩建築指導事務所長) 	法第2条 法第97条の3 令149条
1-6	検査者を紹介してもらうことは可能か。	検査者の紹介は行っておりません。特定建築物の調査会社等が防火設備の検査を行っている場合もありますので、ご確認ください。	
1-7	防火設備検査員の資格の登録等について知りたい。	防火設備検査員の登録・講習等については(一財)日本建築防災協会が行っております。	(一財)日本建築防災協会HP

2.検査対象の防火設備について

番号	質問	回答	参考
2-1	報告対象の防火設備があるかわからない。	図面等の資料がなければ判断できませんので、特定建築物の調査を依頼している会社等にご相談ください。	
2-2	防火設備が報告の対象かどうか判断に迷う場合はどうしたら良いか。	建物の確認申請図書等を確認してください。その上で判断できない場合は、各特定行政庁にご相談ください。	
2-3	共同住宅の住戸内にある防火設備は対象か。	対象外となります。(サービス付き高齢者向け住宅等除く)	都細則第10条
2-4	防火扉にある温度ヒューズ式のガラリは対象か。	対象外となります。	
2-5	EV前にある遮煙スクリーンも対象か。	対象となります。	
2-6	管理上設けられた防火設備は対象か。	法(東京都建築安全条例や消防法等の建築基準法関係規定を含む)により設けられた防火設備でないのであれば、対象外となります。	令第9条
2-7	ピロティ内に駐車場があり、そこに防火設備がある場合は対象か。	開放されたピロティであっても、駐車場と避難経路や異種用途部分の区画がある場合、そこに設けられた防火設備は対象となります。判断できない場合は各特定行政庁にご相談ください。	

2-8	保育所等の厨房に設けられた防火設備は対象か	保育所の調理室は、火災予防条例で区画が必要な厨房(総熱量30万kcal/h以上＝入力350kW)と比べて火力が小さいものもあり、法(東京都建築安全条例や消防法等の建築基準法関係規定を含む)によるものではない可能性があります。児童福祉法等により設けられたものであれば対象外となります。	消防法第9条 火災予防条例第3条
-----	-----------------------	---	---------------------

3.報告の時期について

番号	質問	回答	参考
3-1	報告時期がわからない。	原則は毎年報告となり、前回の報告から1年以内に次の報告を出してもらうことになります。ただし、H31年5月までは経過措置期間となっていますので、詳しくは報告時期一覧や東京都のQ&Aをご確認ください。	都細則第13条 都細則の一部を改正する規則附則
3-2	整理番号がわからない場合はどうしたら良いか。	整理番号は特定建築物の報告で記載されている番号と同じです。整理番号がないと受付できませんので、管理者等に確認していただき、不明の場合は各特定行政庁までお問い合わせ下さい。	
3-3	用途コードとは何か。	整理番号の真ん中の2桁の数字が用途コードになります。用途コードによって経過措置期間中の報告時期が決まっています。詳しくは、報告時期一覧をご確認ください。	
3-4	用途コードが20番台、30番台で既に一度報告しているが、H30年度にも報告して良いか。	経過措置期間は1回のみ報告となります。経過措置期間後の報告はH31年度(H31年6月からH32年5月31日まで)にご報告ください。また、それ以降の報告は、前回報告日から1年以内の報告となります。	都細則の一部を改正する規則附則

4.手続きの方法、報告書の作成について

番号	質問	回答	参考
4-1	報告書はどのくらいで戻ってくるのか。	通常3ヶ月程度かかります。	
4-2	受付した証明が欲しい場合はどうしたら良いか。	受付捺印用の書類(報告書第一面の写し等)と返信用の封筒(宛先明記、切手貼付)を同封していただければ、押印してご返却いたします。	
4-3	報告書の訂正には何を持って行けば良いか。	代表となる検査者の印鑑、黒ボールペン等(消えるペン不可)、定規、マーカー(図面の表記を追記する等で使用)、消しゴム等をお持ちください。ホチキス、朱肉をご用意しておりますが、それ以外は貸し出し等していません。	
4-4	訂正の仕方はどうすれば良いか。	削除等は黒ボールペン等(消えるペン不可)で二重線をひき、代表となる検査者の訂正印を押してください。追記は訂正印不要です。修正テープ等は使用しないでください。	
4-5	図面はどんなものを添付すれば良いのか。	確認申請に用いた平面図が一番望ましいです。防火区画が判りやすい図面を使用してください。図面は検査結果図の書式を用いる必要があります。詳しくは当センターのホームページにある作成要領を参照してください。	
4-6	平面図は対象となる防火設備のある階のみ添付すれば良いか。	対象となる防火設備の有無にかかわらず、全ての階の平面図を添付してください。	
4-7	平面図がない、または非常に見づらいものしかない場合はどうすれば良いか。	室名、階段、廊下及び防火区画、防火設備位置のわかる平面図を作成して提出してください。	
4-8	防火扉が両開きや親子扉の場合、枚数はどのように数えれば良いか。	両方セットで1枚と数えてください。	
4-9	写真は指摘した箇所全て必要か。	検査結果表の要是正の項目には写真を添付する必要があります。検査結果表の項目番号ごとに代表的な写真を添付してください。同じ指摘内容で複数の項目番号を要是正とした場合は、1枚の写真で兼用できますので、その旨がわかるように表記してください。詳しくは当センターのホームページにある作成要領を参照してください。	
4-10	報告書第二面【7.防火設備の不具合の発生状況】の不具合とはどのようなものか。	【7.防火設備の不具合の発生状況】は、防火設備の定期検査ではなく、前回の検査から今回の検査までの間に他の検査(消防法令による検査や自主検査等)で把握した不作為等が該当します。ただし、今回検査で把握したものは要是正としない特記事項も含めて検査結果表に記載することになりますので、検査項目に該当しないその他の事項がもしあれば不具合の欄に記載することになります。	
4-11	資格を持っていない者が検査に同行した場合はどうすれば良いか。	報告書に記載できる検査員は有資格者のみとなります。	

4-12	報告書第二面【6. 防火設備の検査の状況】の【ロ. 指摘の概要】には、指摘の内容をそのまま書けば良いか。	防火設備の名称と区画の種別を記載して下さい。【例：防火扉（縦穴区画）】詳しくは当センターのホームページにある作成要領を参照して下さい。	
4-13	経過措置期間中に、報告時期の異なる複合した用途の建築物（毎年報告と3年報告）を報告する場合で、対象部分のみを報告する場合、事務手数料を算出する床面積はどう考えれば良いか。	原則は特定建築物の報告対象床面積と同じになります。報告書第二面の【8.備考】欄に「今回報告対象は、〇〇部分のみ（〇〇㎡）」等の記入をしてください。なお、防火設備の報告対象となる部分は、対象用途部分とそこからの避難経路となります。	
4-14	防火扉の検査結果表の項目で、(6)(16)(17)の違いがわからない。	(17)は1つの縦穴区画内で2以上の防火設備が連動して閉鎖する場合、閉鎖について確認する項目です。(16)は(17)で検査した箇所以外の防火扉の閉鎖について確認する項目です。(6)は(16)(17)で検査しなかった感知器について、感知の状況を確認する項目となります。防火シャッター、耐火クロススクリーンについても同様です。	
4-15	報告後の改善計画書、改善完了報告書はどこに提出すれば良いか。	改善についての相談や、書類の提出先は各特定行政庁となります。直接各特定行政庁にお問い合わせください。	

5.検査方法について

番号	質問	回答	参考
5-1	点検口がなかったり、足場が立てられない等で検査ができない場合はどうしたら良いか。	経過措置期間中は要是正で指摘することで受付いたします。報告書には次回報告までに改善する旨の改善年月、改善方法等を記載してください。	
5-2	点検口がないがファイバースコープ等を用いて検査項目を確認できれば良いか。	告示で定められた検査方法に則り検査ができれば可能ですが、検査項目によっては触診が必要です。例えば、防火シャッターの(5)は触診によりローラチェーンのたるみ・固着を確認する必要があるため、ファイバースコープだけでは確認できないと思われます。	H28告示第723号
5-3	対象の防火設備が工事中の場合はどうすれば良いか。	該当する防火設備が工事により点検できない旨を報告書第二面【8.備考】及び図面に記載し、対象防火設備から除外してください。点検は工事完了後速やかに実施してください。不明な点は各特定行政庁にご相談ください。	
5-4	防火扉が折りたたみ戸の場合、運動エネルギーや閉鎖力はどこで測れば良いか。	最後の一枚の扉で測定してください。	
5-5	防火扉の閉鎖力の測り方はどうすれば良いか。	防火扉が閉鎖した後、30cmぐらい扉を開けて、プッシュプルゲージを当てて測定してください。	
5-6	防火シャッターが天井内にありケースがない場合要是正か。	ケースがなくても防火区画の遮炎性、遮煙性が確保されていれば指摘不要です。	令第112条 S48告示第2563号 S48告示第2564号
5-7	マンションの管理室小窓に設けた防火シャッターに危害防止装置がない場合は要是正か。また、運動エネルギーを測定する必要はあるか。	危害防止装置の設置は、人の通行の用に供する部分に限られているため、指摘不要です。運動エネルギーについても同様です。	令第112条 S48告示第2563号 S48告示第2564号
5-8	防火扉が自動試験機能付感知器の場合、検査結果表(16)(17)はその記録を確認すれば良いか。	(6)の感知の状況については連動制御器の記録装置の記録を確認することで加煙試験器、加熱試験器等による作動確認に代えることができます。ただし、(16)(17)の閉鎖については使用することができません。防火シャッター、耐火クロススクリーンについても同様です。	
5-9	日常的に閉鎖するシャッターとはどのようなものか。	防犯上の目的や管理上の目的等により日常的に開閉しているものを言います。防火設備と兼用しているものは報告の対象となり、頻繁に開閉があるため、検査結果表(2)～(4)の確認が必要となります。	
5-10	防火設備検査員の資格者証が届いていないが、報告までにあれば良いか。	資格者証が届いてから検査してください。	